

桑名福祉センター特記仕様書

桑名福祉センターの業務については、「基本仕様書」、「共通仕様書」の規程のほか、この特記仕様書の定めにより行うものとする。

第1 施設の概要

(1) 名称 桑名福祉センター

(2) 場所 桑名市大字額田455番地3

(3) 施設規模

構造:鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建

敷地面積:19,448.99㎡

床面積:2,065.33㎡

(4) 施設内容

多機能室、運動指導室、浴室(男女)、集会室、図書室、教養娯楽室、特殊浴室、老人デイサービスルーム、障害者デイサービスルーム、日常生活・機能訓練室、厨房、調理室、研修室、相談展示室、会議室、多目的ホール、グラウンド、ゲートボール場等

第2 管理運営業務の基準

1. 利用の基準

(1) 開館時間

9時から16時30分まで

※多目的ホールの利用は9時から21時まで、浴場の利用は金曜日及び土曜日の13時から15時まで

(2) 時間区分

午前(9時～12時)、午後(12時30分～16時30分)、夜間(17時～21時)、全日(9時～21時)

(3) 休館日

日曜日、祝日(敬老の日を除く。)、年末年始(12月29日から1月3日まで)

2. 施設の運営業務の基準

(1) 利用受付等

(ア) 利用証の交付の申出、利用申請があったときは、桑名福祉センター条例(平成30年桑名市条例第53号。以下「条例」という。)に規定する利用者の範囲に該当するか確認する。

(イ) 利用申請を受け付けたときは、他の利用許可との重複がないよう確認する。

(ウ) 市の承認を得て、利用証、利用許可書を交付する。

(エ) その他、利用受付等に関し、条例及び規則に規定された手続を実施する。

(2) 使用料等の収納事務

(ア) 収納事務補助

① 使用料等を適切に受領、及び保管すること。

② 領収書を交付すること。

(イ) 受領した使用料等を、市指定の手続方法により、速やかに市指定金融機関に払い込むこと。

(ウ) 払い込んだ使用料等の内訳表を作成すること。

(3) 利用者への説明業務

初めての利用者に対し、施設の利用方法や、設置されている機器の使用方法等について説明を行うこと。

3. 桑名福祉センター固有の運營業務の基準

条例第3条に規定する事業

(ア) デイサービス事業に関する事

介護保険法に基づいた通所介護事業を実施すること。

(イ) 在宅介護支援事業に関する事

専門職による総合相談を行うこと。

(ウ) 生活介護事業に関する事

障害者総合支援法に基づいた生活介護事業を実施すること。

(エ) 研修事業に関する事

社会福祉の向上を目的とした研修の場所の提供を行うこと。

(オ) ボランティア養成に関する事

ボランティアを受け入れ、その養成を行うこと。

(カ) 健康の増進、教養の向上及びレクリエーションに関する事

各種健康・教養講座及びレクリエーションの場を提供すること。

(キ) その他、市民の福祉の増進、社会福祉団体の育成及び社会福祉活動の促進を図るために必要と認める事業

4. 施設の維持管理業務

(1) 建築物及び設備の保守管理業務

共通仕様書に示したものに加え、以下の項目について実施すること。

項 目	実施内容
樹木管理	
(剪定)	1回/年
(除草)	2回/年
害虫駆除	12回/年
消防用設備保守点検	2回/年

(防火対象物点検)	(1回/年)
浄化槽保守点検	26回/年
浄化槽水質検査	4回/年
給茶器保守管理	1回/年
ヘルストロン保守点検	1回/年
冷暖房機器保守点検 (吸収式冷凍機)	4回/年
(空冷ヒートポンプエアコン)	2回/年
(エアハンドリングユニット)	1回/年
(膨張タンク)	1回/年
清掃 (日常清掃)	1回/日
(ワックスがけ)	4回/年
(カーペットクリーニング)	1回/年
(外窓ガラス・照明・換気口・ブラインド清掃)	1回/年
警備	夜間、閉館日
電気設備保安管理	6回/年(定期点検A) 1回/年(定期点検B)
衛生設備ボイラー検査	1回/年(2基)
全自動浴槽ろ過装置	1回/年
貯水槽・高架水槽清掃及び水質検査	1回/年
特殊浴槽点検	1回/年(2台)
自動扉開閉装置保守点検	2回/年
浴槽水水質検査	1回/年(特殊浴槽) 2回/年(一般浴槽)
貯湯槽・浴槽ろ過器及び循環配管洗浄	1回/年

5. 受託者が提案し実施する事業

受託者は条例第1条で定める施設の設置目的に則り、各種の福祉サービスを提供するとともに、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的とした事業を市に提案をすること。これにより収入が発生する場合には、収支予算書、収支決算書等に具体的な名称と共に計上し、市の収入として適正に経理すること。

(1) 参加者負担金

事業に必要な経費は、参加者に負担を求めることができる。ただし、事業の実施目的を損なわないよう、参加費の設定は高額にならないように配慮すること。

(2) 講師等

事業の実施目的を踏まえ、事業企画の必要性からやむをえない場合を除き、講師等はできるかぎ

り地元に住む各種資格などを持つ人に依頼すること。また、謝礼金は講師等の理解と協力により高額とならないように努めること。

(3) 実施基準等

前年までの実施実績と比較し、住民サービスの低下につながらないよう考慮したうえで市に提案し、承認を得ること。